

PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領

【低濃度 PCB 廃棄物用 抜粋版】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）においては、第 8 条第 1 項（法第 15 条及び第 19 条において準用する場合を含む。）に基づくポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の届出を行う必要があります。こうした届出等を行うに際しては、以下の記入要領及び様式記入例をよくお読み頂いた上で、これらに従って記入していただくようお願いいたします。

（1）「保管の場所」及び「所在の場所」

- ・保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入して下さい。同じ住所である場合は、その旨を記入して下さい。

（2）「番号」

- ・1つの行に対し、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（令和5年度の状況を届け出る場合の例：5ー1）を付して下さい。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入して下さい。
- ・1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台（1個）ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の型式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入することが可能です。

（3）「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

- ・「廃棄物の種類」には、変圧器（トランス）、コンデンサー（3kg以上）等の種類を記入して下さい。

（4）「廃棄物の型式等」

- ・電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入して下さい。
- ・「定格容量」は、数値を単位と合わせて記入して下さい。単位には「kVA」「kV」「VA」「var」「 μ F」があります。
- ・「製造者名」には、製造者名を記入して下さい。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入し

て下さい。

- ・「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入して下さい。
- ・「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入して下さい。
- ・「表示記号等」では、銘板に油量の記載がある場合は単位を付けて記入して下さい（例：160ℓ）。
- ・電気機器でない場合、「廃棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄として下さい。

(5) 「量」

- ・「台数又は容器の数」の欄には、1台ずつ数えることができる電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入して下さい。
- ・「総重量」の欄には、1台ずつ数えることができる電気機器については、1台あたりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記入して下さい。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上、記入して下さい。また、その他のもの（小型の電気機器であって容器にまとめて保管しているもの等）の場合は、容器込みでの重量を記入して下さい。
- ・重量はkg単位で記入して下さい。重量が不明である場合であっても、推定値を記入して下さい。

(6) 「区分」

- ・「濃度区分」は、「低濃度」と記入して下さい。
- ・製造年、メーカー名、型式名等から低濃度PCBに該当する可能性があつてPCB濃度が未測定の場合も濃度区分は「低濃度」を選択し、参考事項欄に「濃度不明」と記入して下さい。また、濃度未測定の小型コンデンサー等を低濃度PCB廃棄物とみなして処分する場合も濃度区分は「低濃度」を選択し、参考事項欄に「みなし低濃度」と記入して下さい。

(7) 「保管の状況」

- ・「容器の性状」には、低濃度PCB廃棄物を保管している容器について記入して下さい。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」と記入してください。

(8) 「処分業者との調整状況」

- ・低濃度PCB廃棄物を無害化処理業者等に委託して処理する場合は委託契約の締結状況等を可能な範囲で記入して下さい。（例：「契約済み」、「未定」、「調整中」）